

平成 27 年 4 月 1 日施行



スプリンクラー設備・ 消防機関へ通報する火災報知設備 の基準が改正されました！

平成 25 年 2 月に発生した長崎県グループホーム火災を受けて、スプリンクラー設備の設置基準や、消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準が見直されました。

対象施設

老人短期入所施設	介護老人保健施設	乳児院
養護老人ホーム	老人短期入所事業を行う施設	障害児入所施設
特別養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護事業所(※1, 2)	障害者支援施設(※3)
軽費老人ホーム(※1, 2)	認知症高齢者グループホーム	短期入所施設(※3)
有料老人ホーム(※2)	救護施設	共同生活援助施設(※3)
これらに類する施設(複合型サービス事業所、お泊りデイサービス※2等)		

※1 平成 27 年 4 月 1 日から新たに対象となったもの

※2 避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させるもの

※3 避難が困難な障害者等を主として入所させるもの

■ スプリンクラー設備の設置基準見直し

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(6)項口)において、延べ面積 275 m²以上のものに設置が義務付けられていたスプリンクラー設備について、原則として延べ面積に関わらず設置することが義務付けられました。

改正前

延べ面積 275 m²以上で設置



改正後

面積に関わらず全て設置

例外として、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造の施設は設置不要となります。

また、障害者施設等について、介助がなければ避難できない者が利用者の概ね8割を超えない場合は、改正前同様 275 m²以上から設置が必要になります。詳細は所轄消防署(裏面「お問い合わせ先」参照)へお問い合わせください。



既存施設の sprinkler 設備設置に係る補助金制度もあります。

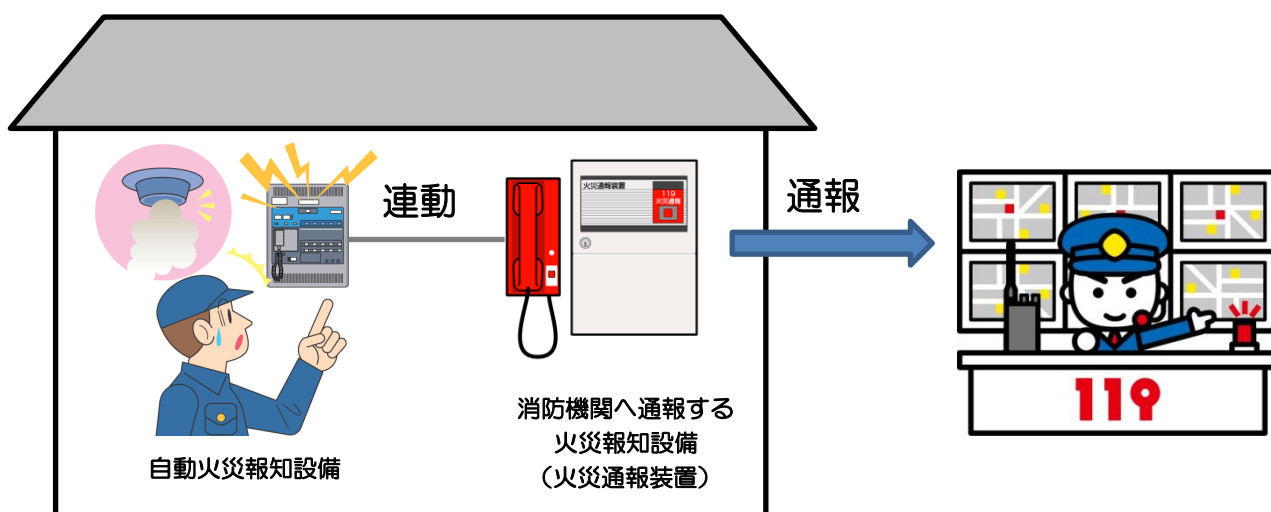


対象施設：認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所のうち、既存の施設

お問い合わせ先：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 Tel011-211-2972

■ 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準見直し

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設（(6)項口）における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することが義務付けられました。



■ 改正法令の施行日について

平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。施行の際、既存の施設（新築、改築工事中含む）については、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられています。

平成 27 年 4 月 1 日

改正法令施行



平成 30 年
3 月 31 日
まで

お問い合わせ先

中央消防署予防課	Tel011-215-2120	豊平消防署予防課	Tel011-852-2100
北消防署予防課	Tel011-737-2100	清田消防署予防課	Tel011-883-2100
東消防署予防課	Tel011-781-2100	南消防署予防課	Tel011-581-2100
白石消防署予防課	Tel011-861-2100	西消防署予防課	Tel011-667-2100
厚別消防署予防課	Tel011-892-2100	手稲消防署予防課	Tel011-681-2100